

## 公告第2号

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号以下、「施行令」という。)第167条の6第1項及び白河地方広域市町村圏整備組合財務規則(平成24年規則第10号以下、「財務規則」という。)第112条の規定により公告する。

令和8年5月29日

白河地方広域市町村圏整備組合  
管理者 鈴木和夫



### 1. 入札に付する事項

- (1) 工事番号 第2号
- (2) 工事名 西白河地方クリーンセンター基幹的設備改良工事
- (3) 工事場所 福島県白河市亀石1番地
- (4) 工事種別 清掃施設工事
- (5) 工事範囲
  - ① 機械設備工事  
受入供給設備、燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備  
排水処理設備、余熱利用設備、通風設備、灰出設備
  - ② 電気・計装制御設備工事  
電気設備、計装設備
  - ③ 土木・建築工事  
建築工事
  - ④ その他工事  
試運転及び運転指導、予備品及び消耗品、その他必要な工事
- (6) 施設規模 180 t/日 (90 t / 24h × 2 炉)
- (7) 炉形式 全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ式)
- (8) 完成期限 令和12年2月28日

### 2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

対象工事の入札に参加する者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

○元請に係る要件

- (1) 東北地区に本店又は支店、営業所等を有する者であること。
- (2) 「白河地方広域市町村圏整備組合 令和7・8年度入札参加資格審査申請受付簿」(以下、「資格審査申請受付簿」という。)の清掃施設に登録され、建設業法(昭和24年法律

第100号)第3条の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を得ている者であること。

- (3) 環境省交付金等事業として、過去10年間(平成28年4月1日から令和8年3月31日まで)において、国、地方公共団体等から直接請け負った本施設と同形式(ストーカ炉)、同規模(180t/日)以上のごみ焼却施設の基幹的設備改良工事を受注から竣工まで完了した実績が複数ある者であること。
- (4) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査における清掃施設工事について、直近(後述3. 入札参加手続等(2)提出期限の最終日において審査基準日から1年7か月を経過していないものに限る)の総合評定値が1,200点以上であること。
- (5) 本件工事の施工に、建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証を有する技術者を専任で1人以上配置できる者であること。
- (6) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 国税又は地方税を滞納していない者であること。

### 3. 入札参加手続等

入札の参加を希望する者は、白河市制限付一般競争入札実施要綱(以下、「要綱」という。)に基づき、事前に入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、要綱中「市」及び「白河市」とあるのは「白河地方広域市町村圏整備組合」と、「市長」及び「福島県白河市長」とあるのは「白河地方広域市町村圏整備組合管理者」とそれぞれ読み替えるものとし、各様式は読み替え後の様式を添付するので注意すること。

#### (1) 提出書類

- ア 制限付一般競争入札参加資格確認申請書(要綱 第3号様式)
- イ 宣誓書(要綱 第4号様式)
- ウ 前述2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項(2)、(3)、(4)、(5)、(7)を証明する書類(提出書類については別紙2を参照すること)

#### (2) 提出期限及び提出場所

- ア 提出期限 令和8年6月24日(水) 午後4時まで  
(ただし、土日及び祝日を除く午前9時から午後4時まで)
- イ 提出場所 福島県白河市亀石1番地  
白河地方広域市町村圏整備組合 衛生課
- ウ 提出部数 1部
- エ 提出方法 窓口へ持参提出
- オ その他

- ① 提出期限以降に提出書類の差し替え及び再提出は認めないものとする。

② 提出書類の作成、提出及び説明に要する費用は、申請者の負担とする。

③ 提出書類は返却及び公表は行わず、他の用途には使用しない。

### (3) 入札参加資格の通知

入札参加希望者の入札参加資格確認結果については、令和8年6月29日（月）までに制限付一般競争入札参加資格確認通知書（要綱 第5号様式）にて通知する。

## 4. 資格審査申請受付簿の清掃施設に登録がない者が入札の参加を希望する場合

前述2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項（2）資格審査申請受付簿の清掃施設に登録がない者が入札の参加を希望する場合は、以下のとおり入札参加資格審査申請書の特別受付を行うので、受付期間内に申請を行うこと。

- (1) 受付期間 令和8年6月17日（水）～令和8年6月22日（月）  
（ただし、土日及び祝日を除く午前9時から午前11時30分、午後1時から午後4時まで）
- (2) 提出場所 福島県白河市表郷金山字長者久保2番地（白河市表郷庁舎2階）  
白河地方広域市町村圏整備組合 総務課 出納係
- (3) 提出方法 窓口へ持参提出（やむを得ず郵送する場合は、令和8年6月22日（月）午後4時までに必着とする。）
- (4) その他 申請書の様式及び注意事項等については、白河地方広域市町村圏整備組合のホームページを参照すること。  
※ホームページアドレス  
<https://www.shirakawa.jp/page/page000845.html>

## 5. 設計図書等の閲覧

設計図書等の閲覧を希望する者は、以下のとおり図書データの入ったCD-Rを配布するので、配布場所で受領すること。なお、入札日までに閲覧確認書を提出するものとする。

- (1) 配布期間 令和8年5月29日（金）～令和8年6月16日（火）  
（ただし、土日及び祝日を除く午前9時から午後4時まで）
- (2) 配布場所 福島県白河市亀石1番地  
白河地方広域市町村圏整備組合 衛生課
- (3) その他 現場説明については実施しない。

## 6. 設計図書等に関する質問

対象工事に係る設計図書等に関して質問がある場合は、制限付一般競争入札設計図書等に関する質問書（要綱 第1号様式）を提出することができる。

- (1) 提出場所 福島県白河市亀石1番地  
白河地方広域市町村圏整備組合 衛生課
- (2) 提出期限 令和8年6月2日(火)～令和8年6月8日(月)
- (3) 提出方法 電子メールにより送付。なお、送信後は確認のための電話連絡を必ず行うこと。  
(メールアドレス eiseika@kouiki.shirakawa.jp )  
(電話番号 0248-28-3558 )

## 7. 設計図書等に関する質問の回答

設計図書等に関する質問の回答は、以下のとおりとする。

- (1) 回答期間 令和8年6月9日(火)～令和8年6月16日(火)
- (2) 回答方法 制限付一般競争入札設計図書等に関する回答書(要綱 第2号様式)により、全ての質問者に対して、全ての質問と回答を一覧にしたものを電子メールにより送付する。

## 8. 入札の執行

- (1) 入札日時 令和8年7月3日(金) 午前11時
- (2) 入札場所 福島県白河市亀石1番地  
白河地方広域市町村圏整備組合 衛生課 2階小会議室
- (3) 入札回数  
入札回数は2回までとする。この場合落札者がいないときには施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約の協議を行うものとする。
- (4) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(税抜き額)を入札書に記載すること。
- (5) 工事費内訳書の提出  
入札参加者は、入札書に加えて入札書に記載された入札金額に対応した工事費内訳書(様式第1号別紙)を提出しなければならない。
- (6) 入札の中止  
入札参加者が連合し、又は不穏の動きをなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は

入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 9. 入札保証金の納付

財務規則第 114 条の規定により入札保証金を納入しなければならない。ただし、財務規則第 115 条第 1 項の規定に該当する場合はこの限りでないが、入札保証金納付免除申請書（要綱 第 6 号様式）により申請しなければならない。

落札者において契約を締結しないときは、見積に係る金額（消費税及び地方消費税を含む）の 100 分の 5 に相当する金額を納付しなければならない。

## 10. 契約保証金の納付

契約保証金は、財務規則第 97 条の規定により、請負代金の 100 分の 10 以上の額とする。契約保証金の納付は、白河地方広域市町村圏整備組合工事請負契約約款第 4 条の規定による担保の提供をもって代え、または保証を付したときは免除する。

## 11. その他

### (1) 契約の締結

契約は、白河地方広域市町村圏整備組合工事請負契約約款を適用する。

### (2) 契約の成立

契約は、組合議会において可決された場合に本契約として成立するものとする。否決された場合には契約締結が成立しないものとし、かつ、このことにより落札者に損害が生じた場合においても、当組合は一切その賠償の責に任じないものとする。

### (3) 見積設計図書

落札者は、落札後に対象工事に関する見積設計図書を速やかに提出すること。その内容については、別紙 1 を参照とすること。

### (4) 経営事項審査について

建設業法第 27 条の 23 及び建設業法施行規則(昭和 24 年建設省令第 14 号)第 18 条の 2 により、契約に当たっては有効な経営事項審査が必要であることから、経営事項審査の有効期限切れ事業者とは契約することはできないので注意すること。

### (5) その他、詳細については「白河地方広域市町村圏整備組合工事等競争入札心得」(以下、「心得」という。)に準ずる。

なお、心得中第 4 条第 3 項の規定は適用しない。

## 別紙 1

### 見積設計図書について

提出の必要があるものは、発注仕様書に基づき次の内容の見積設計図書を作成し、提出しなければならない。

### 【見積設計図書】

#### (1) 施設概要説明図書【様式任意】

##### 1) 設計基本数値計算書

下記①～⑤の項目に関しては、低質ごみ、基準ごみ及び高質ごみに対してそれぞれ明記すること。

① 物質収支（各所の温度、排ガス濃度を記載）

② 熱収支（熱精算図）

③ 用役収支（本工事対象機器分）

・電 力：設備動力、使用電力、契約電力、料金等の各項目を明らかにすること。

・給排水：プラント用、生活用について日使用量・日排水量を明らかにすること。

・燃 料：プラント用について日使用量を明らかにすること。

・薬 品：プラントで使用する薬品の日使用量を明らかにすること。

④ 火格子燃焼率

⑤ 燃焼室熱負荷

⑥ アフターサービス体制

⑦ 負荷設備一覧表

##### 2) 準拠する規格及び関係法令等

#### (2) 図 面【様式任意】

##### 1) 全体配置図

2) 各階機器配置図（本工事範囲（交付対象内外）を着色などにより明記すること）

3) 建物及び施設断面図（本工事範囲（交付対象内外）を着色などにより明記すること）

4) フローシート（本工事範囲（交付対象内外）を着色などにより明記すること）

5) 電気設備主要回路単線結線図

6) 計装系統図

#### (3) 設計仕様書【様式任意】

工事及び設備ごとの機器仕様を明らかにすること。

##### 1) 形 式

- 2) 数 量
- 3) 主要項目(構造、容量、能力、寸法、主要材質・板厚、操作方法等)
- 4) 付属品
- (4) 工事工程表【様式任意】
- (5) CO<sub>2</sub>排出量削減計算書【様式任意】
- (6) 見積設計図書の提出部数
  - 1) 見積設計図書：製本 2 部 (A4 判、ファイルとじ)
  - 2) 設計図面のみ：製本 2 部 (A3 判、観音とじ)
  - 3) 上記図書の電子データ：CD-R 2 枚 (Word、Excel、PDF ファイル等)

別紙 2

入札に参加する者に必要な資格を証明する書類

「3. 入札参加手続等」(1) 提出書類 ウについて、入札に参加する者に必要な資格を証明する書類については、下記一覧表に示す書類を提出すること。

番号	資格要件	証明書類
(2)	建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を得ている者であること。	特定建設業許可通知書の写し
(3)	環境省交付金等事業として、過去 10 年間(平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで)において、国、地方公共団体等から直接請け負った本施設と同形式(ストーカ炉)、同規模(180 t/日)以上のごみ焼却施設の基幹的設備改良工事を受注から竣工まで完了した実績が複数ある者であること。	工事名、発注者名、施工場所、契約金額、工期、受注形態、工事概要等が確認できる工事請負契約書、工事発注仕様書等の写し、竣工が確認できる書類の写し(一般財団法人日本建設情報総合センター(JACIC)が運用するコリンズ等)
(4)	建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査における清掃施設工事について、直近(3. 入札参加手続等(2) 提出期限の最終日)において、審査基準日から 1 年 7 か月を経過していないものに限る)の総合評定値が 1, 2 0 0 点以上であること。	経営規模等評価結果通知書、総合評定値通知書
(5)	本件工事の施工に、建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証を有する技術者を専任で 1 人以上配置できる者であること。	指定様式(要綱 第 3 号様式及び別紙(配置予定技術者確認書)) 配置予定技術者の「監理技術者資格者証の表・裏の写し」
(7)	国税又は地方税を滞納していない者であること。	納税証明書等の写し(税の未納が無いことがわかるもの)